

明海大学 不動産学部

## 不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第80回

る。近寄って境界標を確認した（写真）。タイルを張った隣地の壁が境界線に接している。新築工事が制約を受けそうだ。工事はお互い様だから、民法が定める50センチ後退（234条）は相隣関係として重要だ。

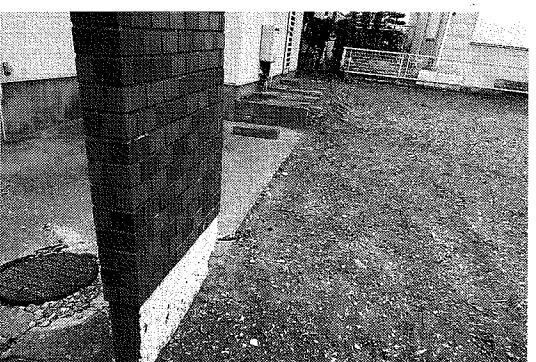
木がある部分は土が盛り上がるようにならん地とつながっていて、境界線は一層あややだ。以前は塀があり、それに突きつけるように盛っていた土やコンクリート床が、塀の撤去に

街で更地の前を通りかかった。建て替えるのか売却するのか分からないが、住宅街で更地を見ると、この土地はどうなるのかと思いが巡る。建物があると気がつかるのも更地だ。まず、広さの感覚が異なる。建物は延べ面積150坪くらいとか目安がつくが、分かりやすいはずの更地は広さの見当がつかないことも多い。手がかりがなく距離感がない。

次に、建物があるときは間違いないと思えた敷地境界線が見えなくな

### 境界標設置による紛争予防

今は法務局の「筆界特定制度」を



境界紛争予防で頼りになるのは境界標

## 自分の土地は自分で守ろう

の判断で証拠価値が高い。

自分の土地を自分で守るために

は取り組みやすく、利用しやすい制度だ。存在をPRしていきたい。

### 【教員のコメント】

不動産流通を契機としてハードと

ソフトの質量を改善する動きが活発

**渡邊 繼一郎**

不動産学部3年

伴い、寄りかかりを失つて不規則な形で残ったのだろう。更地は手がかりがなく境界線の存在感がない。

次に、建物があるときも土地を管理し、将来の売買等のトラブルを予防するにはどうすればよいか。

日本土地家屋調査士会連合会の資料によると、土地管理の3本柱は、境界標の設置、地籍測量図の作成、登記簿である。境界標設置により、

境界線を公的機関が明らかにする。筆界特定の申請、筆界特定登記官の審査、筆界調査委員の調査、筆界調査委員の意見、筆界特定登記官による筆界特定という手続きになる。筆界調査委員には土地家屋調査士、弁護士や認定司法書士などが就任する。裁判より安く、迅速で、専門家

の境界標の設置や筆界特定制度を利用できる。

筆界特定制度は、その土地の登記権がなく境界線の存在感がない。更地の状態でもしっかりと土地を管

理するにはどうすればよいか。

不動産流通を契機としてハードと

ソフトの質量を改善する動きが活発

だ。中古住宅流通ではインスペクションやリフォームを行い、情報の生

成と蓄積を推進する。建物に注目が集まるが、土地についても同様だ。

土地の管理を加速する時期だ。

